

【与論町】物価高騰対策に伴う子育て世帯支援給付金のご案内

●概要

食糧費等の物価高騰の影響が長引く中、家計への負担が大きい子育て世帯に対し、与論町の支援として、子育て世帯支援給付金を支給します。

●対象者

①平成17年4月2日から令和5年10月31日までの間に出生し、
令和5年11月1日現在、与論町に住民登録のある子どもを養育している保護者

②令和5年11月1日から令和6年2月29日までの間に出生し、出生した時点で
与論町に住民登録のある子どもを養育する保護者

※令和5年11月1日以降に転入した方は対象外です。

●給付額

対象児童1人あたり5万円

(1) 申請不要で給付金を受け取れる方

【対象者】

対象者①の保護者

【支給時期】

令和5年12月28日（木曜日）

【支給方法】

児童手当口座や全世帯給付金等で実績のある与論町に登録がある口座に振込みます。

【手続き】

申請は不要です。

対象者には、令和5年12月14日（木）にお知らせ通知を送付します。

振込口座等に変更がある場合は、問合せ先までご連絡下さい。

【注意点】

※給付金の支給を希望されない方については、受給拒否届出書が必要になります。

お知らせ通知を確認していただき、受給拒否の旨を総務企画課へご連絡ください。

(2) 窓口で手続きを行っていただく方

【対象者】

対象者②の保護者

【必要書類】

申請者（保護者）の振込口座が分かる書類
（通帳、キャッシュカード等）

申請者（保護者）の本人確認ができるもの
（マイナンバーカード、運転免許証等）

●申請期限

令和6年3月8日（金）まで

【問合せ先】

与論町役場 総務企画課

TEL0997-97-3111